

# 中国の経済安全保障法実務と日系企業の対応

## —— 輸出管理・反制裁を中心に

米国の対中規制・制裁に対し中国はどう対応しようとしているのか。

日本企業にとって対中ビジネスで留意すべきことは。

(2月27日開催、日外協2023年度「中国シリーズ講演会」から抜粋)

講師

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

中国弁護士 劉 新宇 氏

### 米国による対中規制

米国は、中国を「戦略的競争者」と位置付け、対中全面的・戦略的競争を拡大。国家安全保障などを理由に、特に半導体はじめハイテク産業への規制を強化すると同時に、同盟国やパートナー、国際組織との関係を様々なかたちで強化し、各国との連携を図ろうとしている。

各種の規制／制裁リストは米国が中国企業を規制する主要手段の1つ。リスト掲載中国企業との取引は日本企業にとってリスクとなり得る。

米国の対中規制に対し、中国が対抗措置をとる可能性が高まっている。

### 差別的制限措置への対抗

#### 輸出管理法

3年前に制定された中国の輸出管理法は、管理品目の範囲をさらに明確化し、貨物と技術のほか、サービスを明確に管理品目の対象にしている。輸出管理法の規制対象行為は、輸出、再輸出、みなし輸出、国内移転の4つ。管理品目については、輸出管理リストの策定および調整を行い、特に「デュアルユース品目と技術輸出入許可証管理リスト」は毎年更新されている。このほか、国の安全や利益を害する恐れのある品目を輸出する際には輸出許可の申請を要する、いわゆるキャッチオール規制を設けている。

国の安全や利益を害する恐れなどがある輸出事業者や最終使用者を対象とした規制リストを作成、取引を禁止・制限できる。今後、日本企業が規制リストに入れられることも考えられる。

輸出管理法違反の法的責任は、行政責任と刑事責任。行政責任の罰金は独禁法、商業賄賂と並んで大きい。密輸罪などの犯罪も構成し得る。その場合、企業は罰金に処されるほか、主要責任者・直接責任者も刑罰を受けることとなる。

その他の要点としては、「対等原則」の確立。いかなる国家または地域であっても、輸出管理措置を濫用し中国の国家安全と利益を害した場合、中国は実際の状況に基づき、同国または地域に対して対等の措置をとることができる。

中国の国外にある組織と個人が本法の輸出管理関連規定に違反し、中国の国家安全と利益を害し、拡散防止等の国際的義務の履行を妨害した場合、法律に従い処理しその法的責任を追及するとして、国外での適用効力を明確化した。

輸出管理強化は、ガリウム、ゲルマニウムなどの鉱物資源やドローン、黒鉛品目のほか商業暗号などにも広がっている。

#### 反外国制裁法

中国国外からの「管理」や「制裁」といった制限的な措置に対しては、法による保障措置を講じるために、中国政府は反制裁の法令制度を構築。4つの柱は、「輸出管理法」「反外国制裁